

# 地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～7
全国市長会提出資料	全国市長会	8～44
全国町村会提出資料	全国町村会	45～53

# 地方分権改革に関する提案募集に係る意見

H29.9.1  
全国知事会

- 義務付け・枠付けの見直し等を内容とする第7次地方分権一括法が成立。「提案募集方式」により地方からの提案に基づく地方分権改革が着実に前進しているものと評価。
- 各府省第1次回答では対応困難や引き続き検討とされたものが多いが、今後の検討過程で各都道府県の提案全般について実現に向けた積極的な取組を求める。
- 特に、これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、以下の項目について迅速な対応を求める。

- **義務付け・枠付けの見直しに関する提案…32件**〈重点事項27件〉  
～ うち22件〈重点事項18件〉は「従うべき基準」の見直し関係
- **国から都道府県への権限移譲に関する提案…5件**〈重点事項2件〉  
～ 経営力向上計画の認定権限、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限 等
- **その他（事務改善、規制緩和等）の提案…29件**〈重点事項18件〉  
～ 地域公共交通関係、マイナンバー活用、地方創生交付金 等

※上記の分類は、地方分権改革推進委員会勧告等を踏まえた当会の判断によるものであり、内閣府の分類とは異なる。

# 義務付け・枠付けの見直しの提案について（1/3）

## 【義務付け・枠付けの見直し】

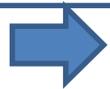
- 地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従い、義務付け・枠付けは直ちに見直すことが必要。
  - ※ 提案のうち32件（重点事項27件）が義務付け・枠付け関係。うち14件は勧告未実施分。
- 第3次勧告で示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、法案立案段階での「チェックのための仕組み」の確立を実現すべき。
  - ※ 「従うべき基準」の見直しに関する提案のうち、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等は第3次勧告後に法改正等がなされたもの。

## 【「従うべき基準」の見直し】

- 基準設定が条例委任されたとしても「従うべき基準」が多用され、地方の自由度が実質的に高まっていない。
  - ※ 提案のうち22件（重点事項18件）は「従うべき基準」を改めることで根本的に問題解消が可能。なお、22件全てが福祉分野関係。
- 第3次勧告等の趣旨を踏まえ「従うべき基準」は速やかに廃止又は「参酌すべき基準」に改めることが必要。

## 「参酌すべき基準」の例（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生省令）第11条第6項）

### ● 分権したことで、狭い土地でも介護施設を作ることが可能に！

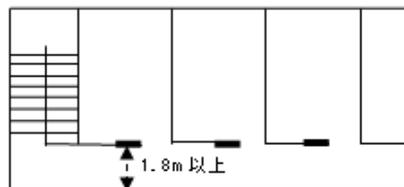


車椅子などの通行に支障がないことを前提に、他の施設の廊下幅や地域の実情などを考慮し、廊下幅の独自基準を定めることで、狭い土地でも介護施設が作りやすく、部屋も広くできました。（千葉県など）

#### 国の基準では…？

中廊下の幅 2.7m以上、  
片廊下の幅 1.8m以上。

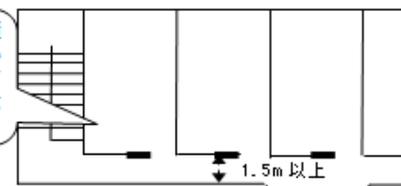
※中廊下とは廊下の両側に部屋とその出入口があるものを言い、片廊下は廊下の片側にだけ部屋とその出入口があるものを言います。



#### 千葉県では…？

すれ違いが確保できる拡幅部を設けることで中廊下の幅 1.8m以上、片廊下の幅 1.5m以上に基準を緩めました。これにより、その分部屋を広くしたり、少し狭い土地でも施設を作れるようになります。（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（千葉県））

居室の面積を広くすることもできるようになりました！



# 義務付け・枠付けの見直しの提案について（2 / 3）

## ①「従うべき基準」に関する提案 ……22件〈重点事項18件〉

（提案項目）※★：重点事項

【放課後児童クラブ関係】

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化(No.161)★
- ・放課後児童支援員の要件の緩和( No. 13)★
- ・放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和( No. 25)★
- ・放課後児童支援員の配置数の緩和( No. 104)★
- ・放課後児童クラブの職員配置要件の緩和( No. 105)★
- ・放課後児童健全育成事業における、職員の資格制限に関する規定の緩和( No. 185)★
- ・中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること( No. 302)★
- ・児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和( No. 303)★

【保育所関係】

- ・保育所等における保育士の配置基準の緩和( No. 27)★
- ・保育所・認定こども園における代替職員の特例配置( No. 223)★
- ・保育所等の人員配置基準の緩和( No. 257)
- ・待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和( No. 38)★
- ・保育室等の居室面積基準の緩和( No. 258)★
- ・家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和( No. 72)★

【児童発達支援関係】

- ・児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和( No. 4)★
- ・医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和( No. 307)
- ・児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施( No. 33)
- ・サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し( No. 34)

【介護関係】

- ・指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和( No. 99)★
- ・小規模多機能型居宅介護の日中の通いサービスに係る従業者の員数の基準の緩和( No. 14)★
- ・訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和( No. 15)★
- ・訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和( No. 207)★

## ②義務付け・枠付けの見直しに関する提案（「従うべき基準」関係以外） ……10件〈重点事項9件〉

（提案項目）※★：重点事項

- ・子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減( No. 255)★
- ・河川管理施設の維持又は操作等の委託をうけることができる者の要件の見直し( No. 85)★
- ・駅前広場等における立体道路制度の道路の適用要件の緩和( No. 209)★
- ・都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和( No. 274)
- ・自転車競技法の開催届出に係る都道府県經由事務の廃止( No. 71)★
- ・一時預かり事業に係る人員基準の見直し( No. 300)★
- ・災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し( No. 299)★
- ・文化財保護行政の所管組織の選択制( No. 183)★
- ・文化財を活用した観光振興、地域振興を図るための法制の見直し( No. 224)★
- ・公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認( No. 289)★